

種別	番号	題 名	主 管 課
規則	48	姫路市観光案内所規則の一部を改正する規則	観光コンベンション室

姫路市規則第 48 号

令和 8 年 7 月 22 日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市観光案内所規則の一部を改正する規則を公布する。

姫路市観光案内所規則の一部を改正する規則

第 1 条 姫路市観光案内所規則（昭和 40 年姫路市規則第 31 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「旅客」を「観光旅客」に、「、市」を「、本市」に改める。

第 6 条を第 8 条とし、第 5 条を第 7 条とする。

第 4 条ただし書を削り、同条を第 6 条とし、同条の前に次の 1 条を加える。

（業務委託）

第 5 条 市長は、第 3 条各号に掲げる事務の全部又は一部を他のものに委託することができる。

第 3 条を第 4 条とし、第 2 条の次に次の 1 条を加える。

（事務分掌）

第 3 条 案内所は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 本市及び連携中枢都市圏構想推進要綱（平成 26 年 8 月 25 日付け総行市第 200 号総務省自治行政局長通知）に基づく連携協約市町に関する広域的な観光案内に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、観光旅客の利便に資する一般的な案内に関すること。

第 2 条 姫路市観光案内所規則の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

姫路市観光案内施設規則

第 1 条中「観光案内所」を「観光案内施設」に、「案内所」を「案内施設」に改

める。

第2条中「案内所」を「案内施設」に改め、同条の表に次のように加える。

姫路市観光交流センター	姫路市二階町50番地
-------------	------------

第3条中「案内所」を「姫路市観光案内所」に改め、同条に次の1項を加える。

2 姫路市観光交流センターは、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 本市の観光、歴史及び文化に関する情報の紹介に関すること。
- (2) 地場産品等の展示及び販売に関すること。
- (3) 観光旅客間及び観光旅客と市民との間の交流の促進に関すること。
- (4) 中心市街地への回遊性の向上に関すること。

第4条第1項中「案内所」を「案内施設」に改める。

第5条中「第3条各号」を「第3条第1項各号及び第2項各号」に改める。

第6条中「案内所」を「案内施設」に改める。

第7条第1項中「案内所」を「案内施設」に、「午前8時30分から午後6時30分まで」を「次の各号に掲げる案内施設の区分に応じ、当該各号に定める時間」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 姫路市観光案内所 午前8時30分から午後6時30分まで
- (2) 姫路市観光交流センター 午前9時30分から午後7時30分まで

第7条第2項中「前項の」を「前項各号に規定する」に改める。

第8条中「案内所」を「案内施設」に改める。

附 則

この規則は、市長が告示で定める日から施行する。ただし、第1条の規定は、公布の日から施行する。